日

平成二十九年

号外第六十二号

木 曜

十一月三十日

目 次

規 則

○山梨県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則……………………………… ○山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………………………………三 ○山梨県土地改良法施行細則の一部を改正する規則………………………………………三

規 則

山梨県規則第二十九号

山梨県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成二十九年十一月三十日

山梨県知事 後 藤

斎

山梨県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

ように改正する。 山梨県個人情報保護条例施行規則(平成十七年山梨県規則第三十二号)の一部を次の

第二十三条を第二十四条とする。

第二十一条を第二十二条とする。 第二十二条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第二十三条とし、

十七条から第十九条までを一条ずつ繰り下げる。 第二十条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、 同条を第二十一条とし、第

五条を第十六条とする。 第十六条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、 同条を第十七条とし、第十

までを一条ずつ繰り下げる。 一項各号」を「第八条第一項各号」に改め、同条を第十五条とし、第八条から第十三条 第十四条第二項中「第七条第二項第一号」を「第八条第二項第一号」に、「第七条第

第七条第二項中「第五条第二項各号」を「第六条第二項各号」に改め、同条を第八条

とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。 (見出しを含む。) 中 「第十三条第一項第七号」を「第十三条第一項第八号」

> に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とし、 (条例第二条第三項の規則で定める記述等) 第二条の次に次の一条を加える。

第三条 とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。 条例第二条第三項の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容

- 次に掲げる心身の機能の障害があること。
- 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)別表に掲げる身体上の
- 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害
- 項に規定する発達障害を含み、口に掲げるものを除く。) にいう精神障害(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)
- 四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める 程度であるもの 及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活
- 検査(同号において「健康診断等」という。)の結果 等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、 行われたこと。 本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が
- の刑事事件に関する手続が行われたこと。 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他
- Ŧi. 護事件に関する手続が行われたこと。 はその疑いのある者として、調査、観護の措置、 本人を少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第三条第一項に規定する少年又 審判、 保護処分その他の少年の保

十四条第二項」に改める。 別表中「第十七条」を「第十八条」に改め、 同表九の項中「第十三条第二項」を 第

第一号様式中「辮3※羅系」を「辮4※羅系」に改め、同様式裏面を次のように改める。

報 号 外 第六十二号 平成二十九年十一月三十日

Щ

梨

県

公

				(裏	(面)							
保有個人情報の対象 者の範囲												
保有個人情報の記録項目	本的事項家庭生	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	別年齢折話籍 月 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	- 籍	社会生活 資産・収入等	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	・ ・ 状状状状状	歴	要配慮個人情報 その他	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	的のに事の等健 等指く事 のる 理的 のに事の等健 等指は件 保続 に導調に 護続 は 乗 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	障害なが 行等の 行診が する
保有個人情報中の要 配慮個人情報	□含	む					口含	まない				
保有個人情報の収集 先	□本	人	□他の □他の □民間	、以外(多の実施機の官公庁 間団体・ の他(関	第5条第	8 49	頁第 号)	該当)	□実施 内部 利用	
電子計算機処理の有 無	□無		□有	5 / \ et	F 4 HI	111-	1	- Ame				
(ボー 保有個人情報の経常 的な提供先及び提供 する項目名		的な		ライン結	7 10	よる症	_	する項	□無 [目名		□有	
他法令による開示制 度の有無	□無		□有 法令名()					
本人の検索に資する 項目の有無	□無		□有	法令名	()		
保有個人情報が記録 された主な行政文書 の名称												

第二号様式中 「第5条関係」や 「辮6米圏系」に改める。

第三号様式中「新14条関係」を「新15条関係」に改める。

に改める。 第四号様式中「第18条関係」を「第19条関係」に「第18条の」を「第19条の」

第六号様式中「第21条関係」を「第22条関係」に改める。 第五号様式中「第19※関係」を「第20※関係」に改める。

附則

(施行期日)

 この規則は、 平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の山梨県個人情報保護条例施行規則に定める様式による用紙 は、当分の間、 所要の調整をして使用することができる。

山梨県規則第三十号

山梨県土地改良法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十一月三十日

山梨県知事 後 藤

斎

山梨県土地改良法施行細則の一部を改正する規則

に改正する。 山梨県土地改良法施行細則(昭和四十八年山梨県規則第五十七号)の一部を次のよう

復旧土地改良事業施行認可申請書」に改める。 第二条第八号中「災害復旧土地改良事業施行認可申請書」を「災害(突発事故被害)

に改める。 旧土地改良事業施行認可申請書」以、「災害復旧の」や「災害(突発事故被害)復旧の」 第八号様式中「災害復旧土地改良事業施行認可申請書」を「災害(突発事故被害)復

第十七号様式中 | 氏名

(申請者15名以上連署) 」 프 を「凩名

晋に、

「サンイ」を「眇べ」に改める。

附

この規則は、 公布の日から施行する。

山梨県規則第三十一号

Щ

梨

県 公

報

号

外

第六十二号

平成二十九年十一月三十日

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十一月三十日

後 藤

斎

山梨県知事

に改正する。 山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のよう

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

別表第三百二十二号から第三百二十六号までを次のように改める。

三百二十二 産業技術センター試験、分析、鑑定等手数料

三百二十三 産業技術センター試作加工手数料

三百二十四 産業技術センター図案等調製手数料

三百二十五

三百二十六 産業技術センター成績書、証明書等の交付手数料

別表第四百六十六号の次に次の二号を加える。

四百六十六の二 小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料

四百六十六の三 小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料

ら第三百二十六号までの改正規定は、 この規則は、平成二十九年十二月一日から施行する。ただし、 公布の日から施行する。 別表第三百二十二号か

	_
発行者	山梨
山梨	梨県公報号外
県田	 好
甲府市丸の内一丁目六番一号	第六十二号
目六番一号	平成二十九年十一月三十日
印刷所㈱は	十一月三十日
株サンニチ印刷 甲	
甲府市北口二丁目六番	
- 1八番	
	四